

海上自衛隊呉史料館
維持管理運営事業

基 本 協 定 書
(案)

令和 2 年 9 月

中国四国防衛局

目 次

第 1 条（目的）	1
第 2 条（発注者及び落札者の義務）	1
第 3 条（事業予定者の設立）	1
第 4 条（株式の譲渡等）	2
第 5 条（業務の委託、請負）	2
第 6 条（事業契約）	2
第 7 条（準備行為）	3
第 8 条（事業契約の不調）	3
第 9 条（違約金）	3
第 10 条（秘密保持等）	4
第 11 条（管轄裁判所）	5
第 12 条（誠実協議）	5

海上自衛隊呉史料館維持管理運営事業に関する基本協定書（案）

海上自衛隊呉史料館維持管理運営事業（以下「本事業」という。）に関して、発注者（以下「発注者」という。）と●グループ（以下「落札者」という。）との間で、以下のとおり基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。

第 1 条（目的）

本基本協定は、落札者が本事業に係る入札における落札者として決定されたことを確認し、落札者の設立する本事業の遂行者（以下「事業予定者」という。）と発注者との間で締結する本事業に係る基本事項並びに史料館施設等（以下「本施設」という。）における展示物等更新業務、維持管理業務及び運営業務を遂行する業務とこれらに付随し、関連する一切の事項に関する契約（以下「事業契約」という。）の締結及び履行に関して、発注者及び落札者双方の義務について必要な事項を定めるものとする

第 2 条（発注者及び落札者の義務）

- 1 発注者及び落札者は、発注者と事業予定者が締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。
- 2 落札者は、事業契約締結のための協議に当たっては、本事業の入札手続に係る審査委員会及び発注者の要望事項を尊重する。

第 3 条（事業予定者の設立）

- 1 落札者は、本基本協定締結後、本事業の事業契約を締結する予定日の[7]日前までに、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として事業予定者を設立し、その商業登記履歴事項全部証明書を発注者に提出する。
- 2 前項の場合、落札者の代表企業●及び事業予定者から直接に運営の受託・請負を行う予定の落札者の構成員のうち、運営に係る業務を行うものの一社は必ず事業予定者に出資するものとし、落札者の代表企業●及び事業予定者から直接に業務の受託・請負を行う予定の落札者の構成員が保有する議決権の合計割合は、全体の 50%を超えるものとする。その際、代表企業の出資比率は、出資者中最大とする。
- 3 落札者は、事業予定者の株主をして、発注者の要請に応じ、その保有する事業予定者の株式に対し、発注者の事業予定者に対する事業契約の履行請求権等を被担保債務として、発注者との間で発注者が別途定める様式及び内容で株式担保権設定契約書を締結のうえ、発注者のために第一順位の株式担保権を設定し、対抗要件を具備するものとする。
- 4 落札者は、事業予定者の運営に関し、次の事項を遵守するものとする。
 - (1) 事業予定者の資本金を●円とすること。
 - (2) 毎事業年度の 2 月末日までに、翌事業年度の経営計画を、発注者が承認した

様式により作成のうえ、発注者に提出すること。

- (3) 会社法上作成が要求される各事業年度の決算期に係る事業報告とその附属明細書及び計算書類とその附属明細書並びに監査報告書を、その確定後1ヶ月以内に発注者に提出すること。
- (4) 【その他本事業の入札手続に係る落札者の提案による。】

第4条（株式の譲渡等）

事業予定者の株主は、事業契約が終了するまで事業予定者の株式を保有するものとし、発注者の事前の書面による承諾がある場合を除き、代表企業の出資比率が事業予定者の出資者中最大とならなくなる新株又は新株予約権の発行その他の方法による増資、並びに、落札者以外の第三者に対する譲渡、担保権の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

第5条（業務の委託、請負）

- 1 事業予定者は、本事業の各業務に関し、(i)本施設における展示物等更新業務を●に、(ii)維持管理業務のうち、展示潜水艦の維持管理業務を●に、その余を●に、また、(iii)運営業務を●に、それぞれ委託し又は請け負わせるものとする。
- 2 落札者は、本基本協定締結後速やかに、前項に定めるところに従って本事業に係る各業務の受託者又は請負者と事業予定者との間で、かかる各業務に関する業務委託契約又は請負契約を締結せしめるべく最大限努力し、締結後その写しを発注者に提出する。なお、展示物等更新業務に関して、本基本協定締結後90日（土曜日、日曜日及び祝休日を除く。）以内に業務委託契約又は請負契約が締結できていない場合には、落札者は、同日までに当該受託者又は請負人と事業予定者との間で、委託業務又は請負発注業務に関する基本合意書として発注者が満足する内容の合意書を締結せしめ、その写しを発注者に提出すれば足りるものとする。
- 3 第1項により事業予定者から、本事業の各業務に関し、業務の委託を受け又は業務を請け負った者は、委託を受け又は請け負った業務を誠実に行わなければならない。

第6条（事業契約）

- 1 発注者及び落札者は、事業契約を、本基本協定締結日が属する会計年度の末日の前日までに、発注者と事業予定者間で締結させるものとする。ただし、事業契約の締結がなされる前に、本事業に関して、以下の各号の事由が生じたときは、発注者は、事業契約を締結しないことができる。なお、落札者は、本事業に関して、落札者のいずれか又は落札者のいずれかの代理人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを発注者に提出しなければならない。
 - (1) 公正取引委員会が、落札者のいずれか又は落札者のいずれかの代理人に対し

て独占禁止法第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 項第 1 号もしくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第 7 条の 2 第 18 項もしくは第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 落札者のいずれか又は落札者のいずれかの代理人（落札者のいずれか又は落札者のいずれかの代理人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 もしくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 発注者及び落札者は、事業契約締結後も、本事業の遂行のために協力するものとする。ただし、事業契約締結後において、本事業に関して、前項の各号の事由が生じたときは、発注者は、本基本協定を解除し、事業契約をその定めに従って解除することができる。

3 落札者は、発注者と事業予定者との事業契約の締結と同時に、別紙 1 の様式による出資者保証書を作成して発注者に提出するものとし、また、落札者以外の事業予定者の株式の所有者全員から別紙 2 の様式による誓約書を徴求して、発注者に提出するものとする。

4 発注者は、事業予定者がその責めに帰すべき事由により事業契約を締結しない場合には、落札者又は事業予定者に対し、本事業に係る落札金額の 100 分の 5 に相当する金額を予定損害賠償金として請求することができる。

5 落札者は、発注者がその責めに帰すべき事由により事業契約を締結しない場合には、発注者に対し、本事業に係る落札金額の 100 分の 5 に相当する金額を予定損害賠償金として請求することができる。

第 7 条（準備行為）

1 事業契約締結前であっても、落札者は本事業に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、発注者は、必要かつ可能な範囲で落札者に対して協力するものとする。

2 前項の協力の結果は、事業契約締結後、事業予定者が速やかに引き継ぐものとする。

第 8 条（事業契約の不調）

事業契約について、事由の如何を問わず事業契約の締結に至らなかった場合には、すでに発注者及び落札者が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、第 6 条第 4 項及び第 5 項及び第 9 条に規定する金額の請求を除き、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

第 9 条（違約金）

落札者は、本事業に関して、次の各号の事由に該当するときは、第 6 条第 1 項ただし書に基づき事業契約を締結しないか否かにかかわらず、また、発注者が第 6 条第 2 項に基づき本基本協定を解除するか否かにかかわらず、本事業に係る落札金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない義務を負う。なお、当該義務は、落札者の構成員全てが連帯して負担するものとする。ただし、いずれかの落札者の構成員が当該事由に該当しないことを立証した場合は、当該構成員については、この限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、落札者のいずれか又は落札者のいずれかの代理人に対して独占禁止法第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 項第 1 号もしくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、落札者のいずれか又は落札者のいずれかの代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、落札者のいずれか又は落札者のいずれかの代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 落札者のいずれか又は落札者のいずれかの代理人（落札者のいずれか又は落札者のいずれかの代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法第 96 条の 6 もしくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑が確定したとき。
- 2 落札者は、前項第 4 号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の 10 分の 1 に相当する額のほか、契約金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、落札者のいずれか又は落札者のいずれかの代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項及び第 7 項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (2) 当該刑の確定において、落札者のいずれかが違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 落札者のいずれかが発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 落札者は、事業予定者による事業契約の履行を理由として、前 2 項の違約金を免れることができない。ただし、事業予定者が事業契約の定めるところに従って前 2 項の違約金と同額の違約金を発注者に支払ったときは、この限りでない。
- 4 第 1 項及び第 2 項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

第 10 条（秘密保持等）

- 1 発注者及び落札者は、本基本協定又は本事業に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本基本協定の履行又は本事業の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本基本協定に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。
- 2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。
 - (1) 開示の時に公知である情報
 - (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
 - (3) 開示の後に発注者又は落札者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
 - (4) 発注者及び落札者が本基本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報
- 3 第1項の定めにかかわらず、発注者及び落札者は、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。
 - (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
 - (2) 法令に従い開示が要求される場合
 - (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
 - (4) 発注者が守秘義務契約を締結した発注者のアドバイザーに開示する場合
 - (5) 落札者が事業予定者に開示する場合
- 4 発注者は、前各項の定めにかかわらず、本基本協定又は本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他発注者の定める諸規定の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。
- 5 落札者は、本基本協定又は本事業に関して知り得た個人情報の取扱いに関し、法令に従うほか、発注者の定める諸規定を遵守するものとする。

第11条（管轄裁判所）

発注者及び落札者は、本基本協定に関して生じた当事者間の紛争について、広島地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することに合意する。

第12条（誠実協議）

本基本協定に定めのない事項について必要が生じた場合、又は本基本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、発注者及び落札者が誠実に協議して定めるものとする。

以上を証するため、本基本協定書を2通作成し、発注者及び落札者の構成員がそ

れぞれ記名押印の上、発注者及び落札者の代表企業が各 1 通を保有する。

令和●年●月●日

発注者

支出負担行為担当官 ●

●

落札者

●グループ

●社（代表企業）

代表者

●社

代表者

●社

代表者

別紙 1 (第 6 条関係)

出資者保証書の様式

令和●年●月●日

支出負担行為担当官

● ● 殿

出 資 者 保 証 書

国及び●【落札者が設立した特別目的会社名】（以下「事業者」という。）間で令和●年●月●日付けで締結された海上自衛隊呉史料館維持管理運営事業（以下「本事業」という。）事業契約（以下「本契約」という。）に関して、落札者である●グループ（以下「落札者」という。）の構成員のうち、事業者に出資を行った●社、●社、●社及び●社（以下「当社ら」と総称する。）は、本日付けをもって、国に対して下記の事項を誓約し、かつ、表明及び保証致します。なお、特に明示の無い限り、この出資者保証書において用いられる語句は、本契約において定義された意味を有します。

記

- 1 事業者が、令和●年●月●日に、会社法（平成 17 年法律第 86 号）上の株式会社として適法に設立され、かつ、本日現在有効に存在すること。
- 2 本日現在、事業者の発行済株式総数は、●株であり、そのうち●株を、落札者の構成員が保有し、その内訳は、●株は●社、●株は●社、●株は●社、●株は●社であること。落札者の構成員ではない者が保有する事業者の株式数は、●株であり、その内訳は、●株は●社、●株は●社であること。
- 3 事業者が本事業の実施に係る資金調達を目的として、当社らが保有する事業者の株式を、金融機関に対して譲渡し、担保権を設定し又はその他の処分を行う場合には、事前にその旨を国に対して書面により通知し、その承諾を得た上で行うこと。この場合には、担保権設定契約書等当該処分に係る契約書及び当該融資契約書の写しを、その締結後速やかに、国に対して提出すること。
- 4 前項に規定する場合を除き、当社らは、本事業が終了するときまで、事業者の株式を保有するものとし、国の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。
- 5 出資者は、事業者を、本契約で別に定める場合を除き、本契約第 41 条の担保責任の除斥期間の経過後まで解散しないこと。ただし、国が事前に承諾した場合、又は国が承諾した第三者が、事業者が本契約第 41 条に基づき負う担保責任を引き受けた場合については、この限りではない。

6 事業者の資本金は、【●●】円とし、国の事前の書面による承諾なくして当該資本金の額を減少しないこと。

以 上

●社
代表者

●社
代表者

●社
代表者

●社
代表者

別紙2（第6条関係）

誓約書の様式

令和●年●月●日

支出負担行為担当官

● ● 殿

誓 約 書

当社は、本日現在、●【落札者が設立した特別目的会社名】の株式●株を、保有しています。当社は、保有する●特別目的会社の株式を譲渡する場合には、事前に国に対して通知し、譲受人から本誓約書と同内容の誓約書を徴求して、国に提出します。

住所

氏名

●社

代表者